

ダイハツ系連合健康保険組合 組 合 会 会 議 規 則

第1章 総 則

(組合会)

第1条 組合会は、組合会議員を組合会開催場所に招集して開催することを基本とする。ただし、遠方に所在する等の理由により、組合会の開催場所に赴くことが困難である組合会議員は、会議システムにより出席することができる。

(議員の席次)

第2条 議員の席次は、くじで定め、任期のあるものは、その期間中据置きとし、補欠議員の席次は、前任者の席次によるものとする。ただし、補欠によって同時に議員となったものが、2人以上あるときは、その席次は、議長が定める。議員の定数増加により選定または選挙せられた議員の席次は議長の定めるところによる。

(着 席)

第3条 議員の着席は議長が宣告する。

(議案及び報告書の配布)

第4条 議案及び報告書は、開議前に議長は議員に配布しなければならない。

(開会の宣告)

第5条 議長は、会議を開くときは、開会の旨を宣告しなければならない。議案又は報告書は、議長が付議した後、組合事務員に朗読せしめる。ただし、議長の意見によって朗読を省略することができる。

(会議日程)

第6条 会期を定めて招集した会議の場合には、議長は次日の会議日程及び開議の時間を定めて会議に報告しなければならない。

会議日程に定めた事件について、当日会議することができないとき又はその事件の会議が終わらないときは、議長は更に会議日程を定めて会議に報告しなければならない。会議日程に定めた事件が終わったときは、議長は、日程の追加をすることができる。

(この規則の疑義及び会議中の事件)

第7条 この規則についての疑義、並びに会議中議題外に起こった事件については議長が決定する。ただし、議長が重大であると認めた事件は、会議に諮り決定することができる。

(会議システムによる組合会)

第8条 会議システムによる組合会の開催にあたっては、出席者間の協議と意見交換が自由にできるよう、各出席者の音声や映像が即時に他の出席者に伝わる仕組みにならなければならない。

第2章 読 会

(議案の議決方法)

第9条 議案は、三読会を経て確定する。ただし、議長は会議に諮り、第二読会又は第三読会を省略することができる。

(第一読会)

第10条 第一読会においては、議案の大体について審議し、第二読会を開くかどうかを決定しなければならない。

(第二読会)

第11条 第二読会においては、議案の条項を逐次審議する。ただし、議長は会議に諮り、条項の順序を変更し、又は数条項を一括し、若しくは一条項を分割して議事に付することができる。

(第三読会)

第12条 第三読会においては、議案全体の可否を議決し、字句の更正の外、修正の動議を提出することができない。ただし、議長の許可を受けたときは提出することができる。この場合には4人以上の賛成者がなければ議題としない。

(委員の議案審査)

第13条 議案のうち特に審査を必要とするものがあるときは、第一読会において、議長は会議に諮り又は会議の議決によって審査委員を互選して審査させることができる。

前項の規定によって委員に審査を付託したときは、その報告を受けてから第二読会を開くものとする。

第3章 動議及び建議

(動議の採決)

第14条 動議は、2人以上の賛成者がなければ議題としない。

(建議の提出)

第15条 建議案を提出しようとするときは、5人以上の賛成者と連署した文書を議長に提出しなければならない。ただし、事件の簡単なものは議長の許可を受けて議場で発表することができる。

(議題となった動議、建議の撤回)

第16条 議題となった動議又は建議は、議長の許可がなければ撤回することができない。

(否決動議、建議の再提出の禁止)

第17条 動議又は建議で否決せられたものは、会期中再び提出することができない。

第4章 発言及び討論

(開議前の発言禁止)

第18条 議長が開会を宣告しない間は、議員は発言することができない。

(議員の発言)

第19条 議員が発言しようとするときは、起立又は挙手によって、議長の許可を受けた後、自己の氏名又は席次番号を告げ発言しなければならない。2人以上同時に発言を求めたときは、議長は、その中の1人を指定して発言させねばならない。この場合、議員の発言の前後について異議を申したてることができない。

(理事の発言)

第20条 理事が発言を求めたときは、議長は直ちに許可しなければならない。ただし、このために議員の発言を中止せしめることはできない。

(討論)

第21条 討論は、議題外にわたってはできない。

2 議員の討論が冗長であり、又、不必要な論議であると認めるときは、議長は、これを制止することができる。

(討論の終局宣告)

第22条 討論がまだ終わらなくても、議長において、もはや論旨が尽きたと認めるときは、討論の終局を宣告することができる。

第5章 採決

(否決動議)

第23条 否決の動議は、修正動議の前に採決しなければならない。

(修正動議の採決)

第24条 修正の動議は、原案の前に採決しなければならない。

2 同一の議題について修正動議が数個提出されたときは、議長は、原案の趣旨に最も遠いと認められたものから順次採決しなければならない。

(原案の採決)

第25条 否決の動議及び修正の動議の総てが否決せられたときは、原案について採決しなければならない。

(採決の宣告)

第26条 議長は、採決しようとするときは、その議題及び採決する旨を会議に宣告しなければならない。

前項の宣告をした後は、その議題について議員は発言することができない。

(議員の可否表明)

第27条 会議に列席する議員は、採決する議題について可否を表明しなければならない。

(表決の方法)

第28条 表決の方法は、挙手又は起立による。ただし、議長の意見によって他の方法を用いることができる。

(表決結果の宣告)

第29条 議長は、表決の結果を宣告しなければならない。

第6章 秩序

(欠席議員の届出)

第30条 議員は、招集に応ずることができず、又は招集に応じたが、会議に出席することができないときは、定刻前に書面でその事由を議長に届出なければならない。

(議事妨害言動の禁止)

第31条 議員は、会議中私語及び議事を妨げる言動をしてはならない。又、会議中無礼な言語を用いたり、他人の一身上にわたる討論をしてはならない。

(違反議員の制止、発言禁止、退去)

第32条 会議中は、この規則に違反し、その他議場の秩序を乱す議員があるときは、議長はこれを制止し、命に従わないときは、当日の会議の終了まで発言を禁止し、又は議場外に退去を命ずることができる。

(会議の中止、閉会)

第33条 議場が騒がしくなり、そのため整理しにくいときは、議長は、当日の会議を中止し、又は閉会することができる。

第7章 傍聴

(傍聴)

第34条 組合会の会議を傍聴しようとするものは、身分証を受付係に提示して入場しなければならない。

(傍聴人の会議妨害禁止、違反者の退場)

第35条 傍聴人は、静かにしなければならない。会議の言論に対しては、公然と可否を表明したり又は談話、若しくは喧騒にわたるなど、会議の妨害となるような行為をしてはならない。

2 前項に違反する傍聴人があるときは、議長はこれを制止し、命に従わないときは退場させることができる。

(傍聴人の退場)

第36条 議長から傍聴禁止を宣告せられたときは、傍聴人は直ちに退場しなければならない。

(傍聴人の指導)

第37条 傍聴人は、前二条に定められたものの外、総て議長又は係員の指揮に従わねばならない。

附 則

この規則は、平成15年3月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年12月2日から施行する。